



スマホソフトウェア競争促進法の 下位法令等に対する意見募集に 寄せられた意見等

令和 7 年 7 月
公正取引委員会

意見公募期間：令和7年5月15日（木）～同年6月13日（金）

募集対象：政令案、公取委規則案、指針案

意見件数：105件

主な意見提出者：

- 指定事業者
- 個別アプリ事業者
- 代替アプリストア事業者
- ブラウザ提供事業者
- 検索役務提供事業者
- 通信会社、OEM端末事業者
- 事業者団体
- 消費者団体
- その他団体
- 学者
- 弁護士
- 個人 など

Apple社からの意見概要

意見に対する考え方

【手数料について】

当社は、指定事業者が、自社のサービス等に対して手数料を課すことを認めたことを歓迎するが、本指針案では、事業者が自社のプラットフォームへの投資に対して公正な収益を得られることを確保すべき。手数料が「妨げる」ものかどうかを評価する際には、指定事業者がデベロッパに提供するツール、技術、サービスの価値を反映した手数料であるかどうかを考慮すべき。

・技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な法の運用に努める。

・指定事業者が課す金銭的負担の額について、指定事業者が課す金銭的負担の水準が、個別アプリ事業者等が得られる便益に照らして合理的な水準であることを個別アプリ事業者等に対して説明することが望ましい。この取組は、指定事業者が個別アプリ事業者等に提供するツール、技術、サービスの価値を反映した手数料等の金銭的負担となっているかどうかを当委員会が考慮することにも資する。

【知的財産権について】

指定事業者は、サードパーティによる知的財産として保護された技術へのフリーライドを防止するための措置を講じることが認められるべき。本指針案の第7条第2号についての「例えば、無償でかつ制約なく、同等の性能で本OS機能の利用を認めている場合は、法第7条第2号の『妨げる』には該当しないものと認められる。」との文言を削除すべき。さらに、指定事業者が知的財産権を正当に行行使した結果としてデベロッパによるOS機能へのアクセスを拒否した場合でも、本法違反にはならないことを明確にすべき。

・御指摘の記載は、手数料等の金銭的負担を課す行為が直ちに法第7条第2号に掲げる行為に該当することを示すものではない。当該記載の直後に明記しているとおり、知的財産権の権利行使と認められる場合には、手数料等の金銭的負担を課す行為は、法第7条に違反しない。

・指針において、ある技術に権利を有する者が、他の者に当該技術を利用させないようにする行為を含めて、「知的財産権の権利行使と認められる場合には、法第5条から第9条までに違反しないと判断することとなる。」と明記。

・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な法の運用に努める。

【正当化事由の拡大について】

ユーザーは、当社の業界をリードする安全性とセキュリティ対策を高く評価しており、正当化事由の範囲を、「犯罪行為の防止」から「法令違反行為の防止」に拡大し修正するか、そうした行為が含まれることを本指針の最終版で明確にすることを要望。

・指針を修正し、「スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止は、刑事罰の定めが置かれた法令について、スマートフォンを利用して、当該刑事罰の対象となる様々な行為が行われることを未然に防ぐことを意味している。」と明記。

【ユースケースについて】

本指針案がサードパーティのOSアクセス要求の範囲について合理的な制限を設けていることを明確にすべき。特に、「同等の」OSアクセスという文言が、当社も利用していない深いレベルのユーザー端末へのアクセスをサードパーティに許可することを要求すると解釈される可能性があることを懸念している。このような解釈は、既に、欧州における新機能の導入の遅れなど、その他の意図しない結果をもたらしている。本法のOSアクセス義務は、第三者が指定事業者と同じユースケースで技術を使用する場合にのみ適用されることを明確にするよう求める。例えば、指定事業者が「Exposure Notification」のフレームワークを通じてCovid-19の追跡のために接触者追跡機能を使用している場合、他の事業者はそのフレームワークを出会い系アプリのために使用することを要求できるべきでない。

・法第7条第2号の「同等の性能で他の事業者が個別ソフトウェアの提供に利用すること」の文言は、本OS機能の性能に関し、指定事業者又はその子会社等が本OS機能を個別ソフトウェアの提供に利用する場合と比べて有意に劣ることがないように、他の事業者も本OS機能を個別ソフトウェアの提供に利用できる必要があるという趣旨。また、サイバーセキュリティの確保等のために必要な行為は、他の行為によってその目的を達成することが困難であるときは、法第7条の規定に違反しない。

・法第7条第2号の条文上、同号の対象となるOS機能の用途等が特段制限されるものではないが、個別の事例については、OS機能の用途を含む個別具体的な事情を踏まえて正当化事由の観点からの検討を行うなど具体的事例ごとに個別に判断し、本法を円滑かつ適切に運用していく。

Google社からの意見概要

意見に対する考え方

【比例性について】

当社は、公取委が、スマホ新法が「競争上の問題の大きさに比して適切な規制」となるよう、指定事業者との継続的な対話を通じて、円滑かつ適切な適用の確保に取り組んでいることに感謝。比例的なアプローチの重要性は国会の附帯決議でも認められている。当社は、下位法令の考え方に比例原則を組み込むことが極めて重要であると考えている。

・指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、法の円滑かつ適切な運用に努める。
・本法の運用に当たっては、技術革新のインセンティブを阻害することのないよう、円滑かつ適切な法の運用に努める。

【ユーザーの安全性の確保について】

当社のサービスにおける利用者の安全性確保は、当社の提供するサービスの核となる部分であり、デジタル市場における競争の重要な側面である。指針には、スマホ新法の義務の遵守の考慮事項として、利用者の安全性も含めるべき。これは、比例原則及びそのアプローチと整合。

・指定事業者や消費者などの利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要。
・競争の促進とサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な法の運用に努める。

【ユーザーの利便性の確保について】

利用者の利便性はデジタル経済の中心にある概念であり、国際的に、競争促進を目的としたデジタル分野における規制は利用者の利益を犠牲にして実施すべきではないと認識されている。当社は、利用者の利便性を正当な理由による例外として含めるべきと考えている。公取委が、利用者の利便性を独立した正当な理由として含めない場合には、少なくとも、現在の正当な理由が成立しているかどうかを評価する際の具体的な検討事項として指針に明記すべき。

・指定事業者や消費者などの利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要。
・頂いた御意見の趣旨を踏まえて、指針を修正し、「特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要になる。」と利便性について追記。

【義務の公平性について】

スマホ新法が施行された場合、公平な競争の場を確保する、明確かつ原則に基づいた基準を指針として執行が行われることが重要。スマホ新法の執行において、特定の指定事業者をより競争上不利な立場に置くべきではなく、指定事業者固有の製品及びビジネスモデルを考慮すべき。日本のモバイル及びデジタルのエコシステムにおいては、ほかにも将来の規制を保証し得る、重要かつ影響力のあるプレイヤーが存在。

・特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保のために、指定事業者を含む様々な利害関係者と対話等を行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における事業者間の競争環境の整備を図る。
・指針に記載したとおり、「競争上の問題の大きさに比して適切な規制となるように、指定事業者との日常的な対話を通じて指定事業者による法の規定の遵守を促す」ことで、法の円滑かつ適切な運用に努める。

意見概要

指針の修正内容

【ユーザーの利便性の確保について】

利用者の利便性はデジタル経済の中心にある概念であり、国際的に、競争促進を目的としたデジタル分野における規制は利用者の利益を犠牲にして実施すべきではないと認識されている。Googleは、利用者の利便性を正当な理由による例外として含めるべきと考えている。公取委が、利用者の利便性を独立した正当な理由として含めない場合には、少なくとも、現在の正当な理由が成立しているかどうかを評価する際の具体的な検討事項として指針に明記すべき。

【アプリストアでのアプリランキングの表示順について】

想定例10及び11における優先表示及び劣後表示については「合理的な理由なく優先的に表示すること」及び「合理的な理由なく劣後して表示すること」と明確化されたい。例えば、アプリストアにおける権利侵害コンテンツがリリース後急激に人気が出た場合などには、単純なダウンロード数やレビュースコアの客観的な数値のみを基準とした表示としてしまうと、当該権利侵害コンテンツを助長・促進してしまう。

【アプリストアの利用のための審査等における条件について】

代替アプリストアやウェブサイトでの「価格の同等性条件」を不公正な取り扱いとみなすという指針案の想定例17は、法第6条の条文から直ちに導かれるものではなく、議論の余地がある。同等性条件が一律に不公正と判断するのは短絡的である。

書籍、玩具等に掲載したバーコードを読み取り、グッズ購入者やイベント・映画来場者にシリアルコードを渡すなどして、それらと連動したキャンペーン等を実施し、ゲームアプリ内でのアイテム配布等を行う施策は、自由な発想のもとに新たな価値を生み出していくことで、コンテンツ産業成長につながる。こうした施策の禁止は、法第6条における「その他不公正な取扱い」に該当する行為の想定例として明確にすべきと考える。

第2 基本的考え方

1 特定ソフトウェアの分野における競争の促進等の重要性

（略）スマートフォンの利用者も重要な利害関係者であるところ、スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保、スマートフォンの利用者に係る情報の保護、スマートフォンの利用に係る青少年の保護等に関し、必要かつ十分な対応が引き続き確保されるように努め、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における**利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要になる。**

第3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方

2 法第6条（個別アプリ事業者に対する不公正な取扱いの禁止）

【想定例11】

○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアにおけるアプリランキング等のダウンロード数やレビュースコア等の客観的な数値を基準にしたランキングにおいて、**特段の事情がないにもかかわらず、**実態とは異なるように、特定の個別アプリ事業者の個別ソフトウェアを表示しない若しくは下位に表示する、又は当該アプリストアにおける検索の結果において、指定事業者が特定の個別アプリ事業者の個別ソフトウェアを表示しない若しくは劣後して表示すること。

【想定例17】

○ アプリストアに係る指定事業者が、当該アプリストアの利用のための審査等において、個別ソフトウェアのアプリ内課金に関し、**特段の事情がないにもかかわらず、①当該アプリストアでの販売価格が代替アプリストア又はウェブサイトでの販売価格より高くないこと、②当該アプリストアでの販売価格が当該指定事業者の基本動作ソフトウェアを搭載した端末以外の端末（例えば、PCやタブレット）で提供される当該アプリストアでの販売価格より高くないこと、③個別アプリ事業者が費用を投じて行ったオフラインでのプロモーション（書籍や玩具に掲載されたバーコード又はイベントや映画の来場者特典としてのシリアルコード経由での限定アイテム配布）により配布された、個別ソフトウェア内で利用するためのアイテム等のデジタルコンテンツについて、同一のデジタルコンテンツが当該個別ソフトウェア内で販売されていない限り、当該デジタルコンテンツが利用できないようにすること**を求めるなど、価格に係るいわゆる同等性条件を設けること。

意見概要

指針の修正内容

【正当化事由の目的の具体例について】

指針案では、aを業務用データ、bを個人の情報保護というように分けて詳細化しているようであり、本来は、サイバーセキュリティと情報保護は排他的な概念ではなく、重なり合う部分を含む包括的な保護を想定していたはずである。それぞれを独立に詳細化した結果、相互に排他的な記述となり、保護すべき対象が抜け落ちて「空白」が生じている。

多要素認証の重要性を踏まえて、「スマートフォン端末に保存されたデータ（例えば、業務上作成した機密文書、業務用スマートフォンにおける位置情報の履歴、**多要素認証に係る認証情報**）への第三者による不正なアクセスによって当該データが漏えい、滅失又は毀損されることを防ぐための対応」と加筆することも検討されたい。

【正当化事由の目的の具体例について】

スマホ新法が指定事業者に対する規制を強化し収益性を大きく損なわせた場合には、外部性の内部化が困難となり、結果的にセキュリティリスクへの脆弱性が深刻な問題となる危険性がある。折しも、マイナンバーカードのスマートフォンへの対応がアナウンスされ、セキュリティリスクへの頑健性が今まで以上に求められている。アプリストアの収益／費用構造を検討する際には、多元的な視点から評価・算定するべきである、という点を強く指摘したい。

【正当化事由の目的の具体例について】

指針案では正当化事由として「個別ソフトウェアの動作により半導体に過大な負荷がかかることでハードウェアが故障することを防ぐ」「バッテリーに過大な負荷がかかることで発火することを防ぐ」旨の記載があるが、これらは技術的現実と乖離。現実には、マルウェアによる半導体の物理故障事例や、ソフトウェアによる直接的なバッテリー発火事例は確認されておらず、現代のデバイスには適切な保護機能が搭載されている。このような技術的現実感覚を欠く記載は、指針全体の信頼性を損ない、かつ競争制限行為の過度に広い正当化に悪用される懸念がある。

【正当化事由の目的の明確化について】

ユーザーをより効果的に保護するため、当社は、貴委員会に対し、本指針案における正当化事由の範囲を拡大することを強く求める。正当化事由の範囲を、「犯罪行為の防止」から「法令違反行為の防止」に拡大し修正するか、そうした行為が含まれることを本指針で明確にすることを要望。

第3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方

3 法第7条（基本動作ソフトウェアに係る指定事業者の禁止行為）

（1）第1号（代替アプリストアの提供等を妨げることの禁止）

エ 正当化事由に係る考え方

（イ）正当化事由の目的の具体例

a スマートフォンの利用に係るサイバーセキュリティの確保（略）

・ スマートフォン端末に保存されたデータ（例えば、**業務上作成した機密文書、業務用スマートフォンにおける位置情報の履歴、多要素認証に係る認証情報**）への第三者による不正なアクセスによって当該データが漏えい、滅失又は毀損されることを防ぐための対応

b スマートフォンの利用者に係る情報の保護

そうした現行法令で求められている対応又は現行法令の趣旨を踏まえたようなスマートフォンの利用者に係る情報の保護を行うための対応の例としては、（略）

・ **政府機関等が提供する個別ソフトウェアによりスマートフォンに保存されるスマートフォンの利用者に係る機微な情報が、他の個別ソフトウェアを通じて悪用されることを防ぐための対応**

などが含まれる。

d スマートフォンの異常な動作の防止

具体的には、

・ 個別ソフトウェアの動作によりスマートフォン端末のバッテリーに過大な負荷がかかり**異常に発熱**することで、当該スマートフォン端末の**バッテリーが機能停止発火**することを防ぐための対応

・ 個別ソフトウェアの動作によりスマートフォン端末の半導体（例えば、**通信のためのモデムチップ**）に過大な負荷がかかることで、当該スマートフォン端末の**動作が異常に遅延ハードウェアが故障**することを防ぐための対応

e スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止

スマートフォンを利用して行われる犯罪行為の防止は、**刑事罰の定めが置かれた法令について、スマートフォンを利用して、当該刑事罰の対象となる様々な犯罪行為が行われることを未然に防ぐことを意味している。**

意見概要	指針の修正内容
【リンクアウト時のポップアップ表示の内容について】 想定例 87、93において、“中立的な”を追加すべきである。ユーザーが第三者のサイトに移動していることを認識することはセキュリティの観点から重要であるが、この目的を達成するため、フルスクリーンの警告ポップアップ（いわゆる「scare screen」）以外の手段で、中立的なメッセージによって達成されるべきと考える。実際、米国の裁判所においては、ある指定事業者が日本を含む各国でリンクアウトを認める要件への対応を検討していた際、同社が自社の利益を維持するために中立的なメッセージを用いず、「scare screen」によって関連ウェブページでの取引や決済を妨害しようとしたことが問題視され、「scare screen」の使用は禁止された。日本においても、決済手段における公正な競争を促進するためには、こうした「scare screen」の使用を明確に禁止すべき。	第3 禁止行為及び講ずべき措置についての考え方 4 第8条 （2）第2号 【想定例87】 ○ 指定事業者が、リンクアウトの遷移先について、合理的な理由なく、その表示数を制限することや、リンク先のウェブページ（当該リンクをタップした際に外部ウェブサイトへの遷移に関する説明等を中立的な表現で行うポップアップ等は含まない。）として決済を行うためのウェブページを設定することを許容しないなどの限定をすること。 【想定例93】 ○ 指定事業者が、（略）本物のウェブサイトに似せることで当該利用者を欺く又は当該利用者に誤解を与えるウェブサイトに移すリスクについて指定事業者により制御することができないことから、当該リスクについての注意喚起及び遷移後は指定事業者による制御の範囲から離れる旨を中立的な表現で説明するポップアップを表示すること。 この行為は、（略）当該ポップアップ表示の内容が、当該利用者がリンクアウト経由で外部ウェブサイトに移した場合に詐欺的な行為に巻き込まれるリスクがあるという事実について中立的な表現で注意喚起を行うものであって、（略）当該表示内容を伝達するためのより有効な方法が存在しないのであれば、（略）正当化事由が認められ、法第8条の規定に違反しない。

意見概要

意見に対する考え方

【消費者の安全・安心について】

・本法は、特定ソフトウェア事業者を対象とした、公正競争推進・強化のための法律であり、そのような前提によるものなのか、「消費者」「消費者安全」といった記載がほとんど見当たらない。競争が促進されても、スマートフォンを利用する消費者の安全が確保されていなければ、消費者被害やトラブルが増加することにもつながり、却ってスマートフォン利用における信用を損ねることを危惧する。「消費者安全の確保」を強く打ち出すべき。

・消費者にとってハードウェア、ソフトウェアの安全性が大前提。公平公正な競争環境の実現と、消費者のセキュリティの確保やプライバシー、青少年の保護、自身の意思による選択の機会の確保が同時に実現されなければならない。指針（案）は、特定ソフトウェアを巡る競争上の課題に対応するため、指定事業者に許容される代替アプリストアやアプリの審査等については、「正当化事由があると認められ、違反とならない場合の想定例」を示すことで消費者の安全安心を図ることとしている。その想定例は詳細で具体的に示されており全部に賛成。

・指定事業者や消費者などの利害関係者との建設的かつ継続的なコミュニケーションを行いながら、特定ソフトウェアに係る市場における公正かつ自由な競争の確保とスマートフォンの利用者における利便性や安全・安心の確保の両立を図ることが重要。

・本法の運用に当たっては、競争の促進とサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な運用に努める。

【青少年保護について】

正当化事由の目的の具体例として「代替アプリストアについて、未成年者による適正な利用の観点から、個別ソフトウェア又は個別ソフトウェアを通じて提供されるコンテンツ又は機能に係る適切な年齢制限（レーティング）や当該機能の利用の制限を求める対応」とあるが、SNS等に起因した青少年のインターネットトラブルが高止まりする中、代替アプリストアの普及により、指定事業者による一元的な審査が及ばなくなることで、青少年が違法・有害なアプリに接触するリスクが高まることを懸念する。こうした状況も踏まえ、代替アプリストア提供事業者や基本動作ソフトウェア事業者など関連する事業者が、青少年保護の観点から適切な対策を講じていくことが重要であると考えます。

・本法の運用に当たっては、競争の促進と、青少年保護も含めたサイバーセキュリティの確保等に関し、必要かつ十分な対応が採られるよう、円滑かつ適切な運用に努める。

【指針等の見直し・周知について】

運用にあたっては、例えば年1回の利用者・関係者の個別ヒアリングを行うなど、定期的な見直しが必要。また、スマホ新法及びガイドライン等の運用にあたっては、スマートフォン・個別ソフトウェアの仕様の変更に伴って利用者による操作方法が大きく変わるなど、利用者への影響も想定されるところ、その理解浸透のため、公正取引委員会および関連省庁主導においても、利用者向けの周知、啓蒙活動を実施いただきたい。

・御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用。

・指針等の内容については、特定ソフトウェアに係る市場や事業活動の変化等を踏まえつつ、必要に応じて、随時見直し。

・頂いた御意見も踏まえて、スマートフォンの利用者に向けた丁寧な周知・啓発活動を行う。

意見概要

意見に対する考え方

【手数料について】

代替決済手段や外部課金の手数料については、EUのDMAや米国の裁判例にならい、日本においても、無償を基本とするべき。仮に、ほとんど一律にあらゆるプラットフォームでの売上に対して手数料を徴収するような料金体系が日本においても導入された場合、（関連ウェブページ等における商品又は役務の提供等を行うことが困難となる蓋然性が高いかなど、）その手数料の水準を厳しく追及すべき。

・御意見の趣旨も踏まえて、諸外国の競争当局等とも連携を図りつつ、本法を円滑かつ適切に運用。

【公序良俗について】

基本動作ソフトウェアに係る指定事業者が、当該基本動作ソフトウェアにおいて代替アプリストアを利用する個別ソフトウェアに対して行う審査等において、公序良俗の観点も踏まえた審査項目（例えば、ヘイトスピーチ等の中傷的又は差別的コンテンツ、暴力を助長するようなコンテンツ、ポルノコンテンツ、偽情報又は不正確な情報を防止するための項目）や、いわゆるダークパターンを防ぐ観点からの審査項目が設定されることは、スマホソフトウェア競争促進法の立法主旨に反するだけでなく社会全体に与える弊害の方が大きいため反対。

・指定事業者が個別ソフトウェアに対して行う審査等において、公序良俗の観点も踏まえた審査項目に基づく審査等を行うことは、通常、法第6条の規定に違反しないが、我が国における公序良俗の観点から逸脱する審査基準など、当該項目の判断基準が合理性を欠くといった場合はこの限りでない。

【OS機能利用プロセスについて】

相互運用性の確保に向けた指定事業者とサードパーティ間の手続きについて、透明性と迅速性を確保するためのプロセスを明確に指針案に記載すべき。指針案において、指定事業者と第三者との間で相互運用性の実現に向けた要望受付・協議・対応に関するプロセスの明確化、透明性の確保、そして対応の迅速性を担保することの重要性を明記すべき。

・日本において指定事業者が法遵守のためにどのような取組を行うかについては、まずは指定事業者が判断するものであり、当委員会が事前にプロセスの詳細を定めることは適当でないが、頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用。

【設計段階からOS機能利用を前提とした設計の確保について】

指定事業者に対し、「interoperability by design（設計段階からの相互運用性の確保）」の方針を求め、その実施状況をモニタリングする旨を指針案に盛り込むべき。

・指針では、「基本動作ソフトウェアの設計段階から他の事業者が本OS機能を同等の性能で個別ソフトウェアの提供に利用できるように設計する取組」は望ましい取組と位置づけ。当該取組が行われない場合について、ただちに法第7条第2号に違反するものとは考えていないが、OS機能の利用を「妨げる」と認められる場合には、法第7条第2号の禁止行為に該当することもある。

意見概要	意見に対する考え方
【OS機能利用に係る措置期間について】 「（注）長期間に亘り…措置を完了しないこと」の判断基準となる期間を「おおむね6か月から18か月程度が想定される」としている根拠をご教示頂きたい。また、「いずれの場合であっても、申請が行われた日から24か月を超えてもなお当該措置を完了しない場合には原則として『長期に亘り…措置を完了しないこと』とあるところの「24か月」を短縮頂きたい。	・指針に記載の場合は、法の施行時点において存在する「既存の本OS機能」の他の事業者による利用について申請方式が採用された場合であり、そのような申請方式を巡る海外当局の動向等を踏まえ、「おおむね6か月から18か月程度」及び「24か月」との期間を記載したもの。
【リンクアウト制約について】 指針において以下の行為を明示的に禁止すべき。 ・リンクアウトのスタイル、言語、フォーマット、量、フロー、配置の制限 ・第三者のサイトに移動することをユーザに通知する中立的でないメッセージを用いてユーザの選択を妨害すること ・ユーザがログイン状態のまま特定の製品ページに誘導する動的リンクの使用を制限したり、アプリが製品の詳細やユーザの詳細、購入を意図するユーザに関連するその他の情報を送信することを制限したりすること	・リンクアウトに係る制限については、個別具体的な事情を考慮した上で、法第8条第2号の禁止行為に該当するか否かを判断。 ・頂いた御意見の趣旨も踏まえて、本法を円滑かつ適切に運用。
【選択画面の選択肢等について】 選択画面において、青少年が利用する場合には、選択した個別アプリ又はブラウザがペアレンタルコントロール機能上、どのような変更をもたらすか、また、設定変更を要求する場合は、かかる設定変更の方法を明確に示すことが必要であることを明記すべき。選択画面における選択肢について、青少年が利用する場合にペアレンタルコントロールが十分に機能するもののみを選択肢とすることは、規則第28条第2項第1号イで要求された措置を満たすものと言えることを加筆すべき。	・選択画面における選択肢については、施行規則第28条第2項第1号イにより「スマートフォンの利用者における選択の機会を確保する観点から客観的かつ合理的な基準に基づき選定」することが求められる。 ・頂いた御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。
【選択画面の表示タイミングについて】 ブラウザ及び検索エンジン（検索役務）等の選択画面の表示タイミングは、初回起動後とされているが、実質的に1端末につき1回のみの選択画面表示となるため、頻度が少なく本法律の実効性に欠ける懸念がある。 利用者の選択肢拡大の機会確保のためには、初回起動後だけでなくOSのソフトウェアアップデートのタイミング等（1年に1回～数回）で、再度選択画面表示されることが望ましい。	・御意見につきましては、本法の運用に当たっての参考とさせていただきます。